

議案第26号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表屋外広告物の許可の申請の項中「130円」を「120円」に、「1,590円」を「1,600円」に、「390円」を「430円」に、「260円」を「240円」に改め、同表建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項中「11,000円」を「14,900円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合は11,100円）」に、「18,000円」を「29,200円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合は19,100円）」に、「27,000円」を「40,200円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合は25,300円）」に、「500平方メートル以下のときは38,000円」を「300平方メートル以下のときは53,200円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは76,300円」に、「68,000円」を「134,200円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に、「24,000円」を「25,500円」に、「12,000円」を「12,700円」に、「34,000円」を「35,400円」に、「17,000円」を「17,700円」に改め、同表建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知の項中「9,000円」を「9,700円」に、「6,000円」を「6,800円」に、「20,000円」を「20,900円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同表建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する計画の通知の項中「17,000円」を「1

7, 700円」に、「9, 000円」を「9, 700円」に改め、同表建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知の項中「14, 000円」を「18, 300円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は12, 600円）」に、「18, 000円」を「27, 000円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は17, 500円）」に、「22, 000円」を「38, 700円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は23, 400円）」に、「500平方メートル以下のときは31, 000円」を「300平方メートル以下のときは53, 200円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは58, 900円」に、「52, 000円」を「71, 900円」に、「15, 000円」を「19, 300円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は13, 600円）」に、「19, 000円」を「28, 000円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は18, 500円）」に、「24, 000円」を「40, 700円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は25, 400円）」に、「500平方メートル以下のときは33, 000円」を「300平方メートル以下のときは55, 200円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは60, 900円」に、「55, 000円」を「74, 900円」に、「一戸建ての住宅のときは3, 000円」を「一戸建ての住宅のときは4, 000円」に、「1戸のときは3, 000円、2戸以上5戸以下のときは4, 000円、6戸以上のときは10, 000円」を「1戸のときは4, 000円、

2戸以上5戸以下のときは4,800円、6戸以上のときは11,000円」に、「100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超えるときは3,000円」を「30平方メートル以下のときは2,100円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは2,800円、100平方メートルを超えるときは4,000円」に、「100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超えるときは5,000円」を「30平方メートル以下のときは2,100円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは2,800円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは4,000円、200平方メートルを超えるときは6,000円」に、「工場等の用途に供する部分のときは1,000円」を「工場等の用途に供する部分の床面積の合計が30平方メートル以下のときは360円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは510円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは1,100円、200平方メートルを超えるときは1,400円」に改め、同表建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了の通知の項中「18,000円」を「18,800円」に、「30,000円」を「31,400円」に改め、同表建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了の通知の項中「22,000円」を「22,900円」に改め、同表建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程の通知の項中「14,000円」を「19,900円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は13,600円）」に、「16,000円」を「28,000円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事で

あるものに限る。)である場合は17,900円)」に、「22,000円」を「39,500円(申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物(当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。)である場合は24,000円)」に、「500平方メートル以下のときは30,000円」を「300平方メートル以下のときは54,700円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは56,700円」に、「50,000円」を「62,100円」に改め、同表建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請の項中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請の項中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請の項中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定の申請の項から建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請の項までの規定中「78,000円」を「80,200円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請の項中「6,400円」を「6,700円」に、「12,000円」を「12,500円」に改め、同表建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の項から建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請の項までの規定中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請の項中「120,000円」を「123,

900円」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等に係る認定の申請の項中

<p>住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を添付する場合</p>	<p>15,000円</p>
---	----------------

を

<p>住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を添付する場合</p>	<p>16,100円</p>
---	----------------

に、

「51,000円」を「53,100円」に、

<p>一棟当たりの申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの 15,000円</p>
--

<p>一棟当たりの申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申</p>
---------------------------------------

を

に、「26,000円」を「27,500円」

請戸数」という。)が 1戸のもの 16,100円
--------------------------------

に、「41,000円」を「43,000円」に、「115,000円」を「119,200円」に、「183,000円」を「189,400円」に、「22,000円」を「23,200円」に、「75,000円」を「77,800円」に、「37,000円」を「38,900円」に、「60,000円」を「62,200円」に、「172,000円」を「177,600円」に、「273,000円」を「282,600円」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更に係る認定の申請の項中「12,000円」を「12,800円」に、「30,000円」を「31,000円」に、「20,000円」を「21,200円」に、「33,000円」を「34,900円」に、「65,000円」を「67,400円」に、「104,000円」を「107,300円」に、「17,000円」を「17,800円」に、「44,000円」を「46,000円」に、「29,000円」を「30,400円」に、「48,000円」を「49,600円」に、「97,000円」を「107,000円」に、「155,000円」を「160,600円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請の項中

「

適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	5,000円
--	--------

を

「

適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号	5,500円
--	--------

に、

に掲げる基準に適合することを証する書面。以下  
この部において同じ。)を添付する場合

「18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円」を  
「19,200円、その他の基準による審査にあつては38,800円」に、

申請に係る戸数（以下この部  
及び次の部において「申請戸  
数」という。）が1戸のもの  
5,000円

を

申請に係る戸数（以下この部  
及び次の部において「申請戸  
数」という。）が1戸のもの  
5,500円

に、

「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「118,000円」を「122,400円」に、「94,000円」を「97,600円」に、「246,000円」を「254,400円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請の項中「3,000円」を「3,300円」に、「9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円」を「10,000円、その他の基準による審査にあつては20,200円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,600円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「55,000円」を「57,600円」に、「60,000円」を「62,500円」に、「48,000円」を「50,300円」に、「124,000円」を「128,700円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の項中「1,000円」を「1,500円」に、「4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円」を「5,100円、その他の基準による審査にあつ

ては「10,000円」に、

「証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 3,000円」
------------------------------

を

「証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 3,100円」
------------------------------

に、「5,000円」を「5,300円」に、「9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円」を「9,600円、その他の基準による審査にあつては19,700円」に、「13,000円」を「14,200円」に、「27,000円」を「28,400円」に、

「

適合証明を添付する場合	3,000円
-------------	--------

」を「

適合証明を添付する場合	3,100円
-------------	--------

」

に、「30,000円」を「31,200円」に、「24,000円」を「24,800円」に、「62,000円」を「64,000円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は同法第12条第2項に基づく適合性判定の通知の項中

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	5,000円
----------------------------------	--------

」を「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	5,500円
----------------------------------	--------

」に、

「18,000円、」を「19,200円、」に、「37,000円」を「38,800円」に、

「

判定に係る戸数（以下この部及び次の部において「判定戸数」という。）が1戸のもの 5,000円
---

」を「

判定に係る戸数（以下この部及び次の部において「判定戸数」という。）が1戸のもの 5,500円
---

」に、

「

判定戸数が2戸以上5戸以下のもの  10,000円
---------------------------------

」を「

判定戸数が2戸以上5戸以下のもの  10,700円
---------------------------------

」に、

「17,000円」を「18,100円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「106,000円」を「110,200円」に、

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	10,000円
--	---------

」を

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	10,700円
--	---------

」に、

「118,000円」を「122,400円」に、

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	10,000円
----------------------------------	---------

」を

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	10,300円
----------------------------------	---------

」に、

「94,000円」を「97,200円」に、「246,000円」を「254,700円」に、「20,000円」を「21,100円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項に基づ

く計画変更に関わる建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は第12条第3項に基づく計画変更に関わる適合性判定の通知の項中「3,000円」を「3,300円」に、「9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円」を「10,000円、その他の基準による判定にあつては20,200円」に、

「

判定戸数が2戸以上5戸以下のもの  6,000円
--------------------------------

」を「

判定戸数が2戸以上5戸以下のもの  6,600円
--------------------------------

」に、

「10,000円」を「10,600円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「55,000円」を「57,600円」に、

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であつて、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	6,000円
--	--------

」を

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であつて、判定に係る部分が共用部分のみのもの場合	6,600円
---	--------

」に、

「60,000円」を「62,500円」に、

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	6,000円
----------------------------------	--------

」を

「

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載	6,300円
-----------------------	--------

」に、

された他の建築物の場合

「48,000円」を「49,900円」に、「124,000円」を「128,300円」に、「11,000円」を「11,400円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請の項中

適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合

5,000円

を

適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合

5,500円

に、

「18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円」を「19,200円、その他の基準による審査にあつては38,800円」に、

申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの

5,000円

を

申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの

5,500円

に、

「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「118,000

円」を「122,400円」に、「94,000円」を「97,600円」に、「246,000円」を「254,400円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請の項中「3,000円」を「3,300円」に、「9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円」を「10,000円、その他の基準による審査にあつては20,200円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,600円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「55,000円」を「57,600円」に、「60,000円」を「62,500円」に、「48,000円」を「50,300円」に、「124,000円」を「128,700円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の項中「1,000円」を「1,500円」に、「4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円」を「5,100円、その他の基準による判定にあつては10,000円」に、

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">判定戸数が2戸以上5戸以下のもの</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判定戸数が6戸以上のもの</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">5,000円</td> </tr> </table>	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円	判定戸数が6戸以上のもの	5,000円	を	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">判定戸数が2戸以上5戸以下のもの</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,100円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判定戸数が6戸以上のもの</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">5,300円</td> </tr> </table>	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円	判定戸数が6戸以上のもの	5,300円	に、
判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円												
判定戸数が6戸以上のもの	5,000円												
判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円												
判定戸数が6戸以上のもの	5,300円												
」			」										

「9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円」を「9,600円、その他の基準による判定にあつては19,700円」に、「13,000円」を「14,200円」に、「27,000円」を「28,400円」に、

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,000円</td> </tr> </table>	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第	3,000円	」
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第	3,000円			

2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	
--	--

を

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのもの場合	3,100円
---	--------

に、

「30,000円」を「31,200円」に、

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	3,000円
----------------------------------	--------

を

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	3,100円
----------------------------------	--------

に、

「24,000円」を「24,800円」に、「62,000円」を「64,000円」に、

工場等の用途に供する部分	5,000円	を	工場等の用途に供する部分	5,700円	に
--------------	--------	---	--------------	--------	---

改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の項中「1,000円」を「1,500円」に、「4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円」を「5,100円、その他の基準による審査にあつては10,000円」に、

証明戸数が2戸以上5戸以		「	証明戸数が2戸以上5戸以
--------------	--	---	--------------

「

下のもの  3, 000円
---------------------

」を「

下のもの  3, 100円
---------------------

」に、

「5, 000円」を「5, 300円」に、「9, 000円、その他の基準による審査にあつては19, 000円」を「9, 600円、その他の基準による審査にあつては19, 700円」に、「13, 000円、その他の基準による審査にあつては27, 000円」を「14, 200円、その他の基準による審査にあつては28, 400円」に、

「

適合証明を添 付する場合	3, 000円
-----------------	---------

」を「

適合証明を添 付する場合	3, 100円
-----------------	---------

」に、

「30, 000円」を「31, 200円」に、「24, 000円」を「24, 800円」に、「62, 000円」を「64, 000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

磐田市手数料条例新旧対照表

現行					改正案				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
手数料を徴収する事項			金額 (1件につき)	算定区分	手数料を徴収する事項			金額 (1件につき)	算定区分
略					略				
屋外 広告物 の許 可の申 請	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）		表示面積5平方メートルまでごとに1,330円	1 1申請につき1件とする。 2 静岡県屋外広告物条例第5条若しくは第6条第4項若しくは第5項の許可又は第12条第2項の期間の更新に係る申請1件につき、それぞれの金額の欄に掲げる額により算定した額とする。この場合において、2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとするときは、それぞれの金額の欄に掲げる額に100分の150を乗じて得た	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）		表示面積5平方メートルまでごとに1,330円
	第2種	静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの（第3種のものを除く。）		1枚、1本又は1個につき <u>130円</u>		第2種	静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの（第3種のものを除く。）		1枚、1本又は1個につき <u>120円</u>
	第3種	照明装置のあるもの		表示面積5平方メートルまでごとに <u>1,590円</u>		第3種	照明装置のあるもの		表示面積5平方メートルまでごとに <u>1,600円</u>
	第4種	はり紙（第3種のものを除く。）		100枚までごとに <u>390円</u>		第4種	はり紙（第3種のものを除く。）		100枚までごとに <u>430円</u>
	第5種	その他これに類するもの（第3種のものを除く。）	巻き付けられて取り付けられる広告物	1組につき <u>260円</u>		第5種	その他これに類するもの（第3種のものを除く。）	巻き付けられて取り付けられる広告物	1組につき <u>240円</u>
その他のもの			1個につき <u>260円</u>	第5種	その他のもの	1個につき <u>240円</u>			

現行					改正案				
				額とする。 3 静岡県屋外広告物条例第13条第1項の許可を受けようとする場合は、それぞれの金額の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。					額とする。 3 静岡県屋外広告物条例第13条第1項の許可を受けようとする場合は、それぞれの金額の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
略					略				
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは <u>11,000円</u>	1 申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、適用される建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、			建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは <u>14,900円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合は11,100円）</u> 、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは <u>29,200円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合は19,100円）</u> 、100平方メー	1 申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、適用される建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、			

現行		改正案		
	<p>トルを超え200平方メートル以下のときは<u>27,000円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは38,000円</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、500平方メートルを超えるときは68,000円とする。</p> <p>ただし、計画変更、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>次の額の手数料を加算し、納付するものとする。</p> <p>一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次の次の部において同じ。）のときは13,000円（計画変更のときは6,000円）</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この部及び次の次の部において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この部及び次の次の部において同じ。）であって、申請又は通知に係る戸数が1</p>	<p>トルを超え200平方メートル以下のときは<u>40,200円</u>（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合は25,300円）、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは53,200円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは76,300円、500平方メートルを超えるときは134,200円とする。</p> <p>ただし、計画変更、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>次の額の手数料を加算し、納付するものとする。</p> <p>一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次の次の部において同じ。）のときは14,000円（計画変更のときは7,000円）</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この部及び次の次の部において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この部及び次の次の部において同じ。）であって、申請又は通知に係る戸数が1</p>

現行				改正案			
			戸のときは <u>13,000円</u> （計画変更のときは <u>6,000円</u> ）、2戸以上5戸以下のときは <u>24,000円</u> （計画変更のときは <u>12,000円</u> ）、6戸以上のときは <u>34,000円</u> （計画変更のときは <u>17,000円</u> ）				戸のときは <u>14,000円</u> （計画変更のときは <u>7,000円</u> ）、2戸以上5戸以下のときは <u>25,500円</u> （計画変更のときは <u>12,700円</u> ）、6戸以上のときは <u>35,400円</u> （計画変更のときは <u>17,700円</u> ）
建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知	小荷物専用昇降機	<u>9,000円</u> 。ただし、計画変更の場合にあっては、 <u>6,000円</u> とする。	1 建築設備につき1件とする。	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知	小荷物専用昇降機	<u>9,700円</u> 。ただし、計画変更の場合にあっては、 <u>6,800円</u> とする。	1 建築設備につき1件とする。
	その他の建築設備	<u>20,000円</u> 。ただし、計画変更の場合にあっては、 <u>10,000円</u> とする。			その他の建築設備	<u>20,900円</u> 。ただし、計画変更の場合にあっては、 <u>10,500円</u> とする。	
建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する		<u>17,000円</u> 。ただし、計画変更の場合にあっては、 <u>9,000円</u> とする。	1 工作物につき1件とする。	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する		<u>17,700円</u> 。ただし、計画変更の場合にあっては、 <u>9,700円</u> とする。	1 工作物につき1件とする。

現行				改正案			
る計画の通知				る計画の通知			
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円	1申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しを提出する場合を除く。）1棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、次の額の手数料を加算し、納付するものとする。 一戸建ての住宅のときは3,000円 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分であって、申請	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは18,300円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は12,600円）、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは27,000円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は17,500円）、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは38,700円	1申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しを提出する場合を除く。）1棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、次の額の手数料を加算し、納付するものとする。 一戸建ての住宅のときは4,000円 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分であって、申請
		____、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18,000円					
		____、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円					

現行				改正案			
		円	又は通知に係る戸数が1戸のときは3,000円、2戸以上5戸以下のときは4,000円、6戸以上のときは10,000円			円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は23,400円）、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは53,200円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは58,900円、500平方メートルを超え71,900円とする。	又は通知に係る戸数が1戸のときは4,000円、2戸以上5戸以下のときは4,800円、6戸以上のときは11,000円
		、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは31,000円	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）であって、床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超えるときは3,000円			、500平方メートルを超え52,000円とする。ただし、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）であって、床面積の合計が30平方メートル以下のときは2,100円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは2,800円、100平方メートルを超えるときは4,000円
	その他の建築物	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以	その他の建築物	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以



現行				改正案			
		<p>_____、200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以下のときは<u>33,000円</u></p> <p>_____、500平方メートルを超えるとときは<u>55,000円</u>とする。ただし、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>				<p>げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は<u>25,400円</u>）、200平方メートルを超え<u>300平方メートル</u>以下のときは<u>55,200円</u>、<u>300平方メートル</u>を超え<u>500平方メートル</u>以下のときは<u>60,900円</u>、<u>500平方メートル</u>を超えるとときは<u>74,900円</u>とする。ただし、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>方メートルを超え<u>100平方メートル</u>以下のときは<u>510円</u>、<u>100平方メートル</u>を超え<u>200平方メートル</u>以下のときは<u>1,100円</u>、<u>200平方メートル</u>を超えるときは<u>1,400円</u></p>
建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法	小荷物専用昇降機	<u>18,000円</u>	1 建築設備につき1 件とする。	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法	小荷物専用昇降機	<u>18,800円</u>	1 建築設備につき1 件とする。
	その他の建築設備	<u>30,000円</u>			その他の建築設備	<u>31,400円</u>	



現行		改正案	
	<p>_____、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円</p> <p>_____、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは30,000円</p> <p>____、500平方メートルを超えるときは</p>		<p>の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は17,900円）、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは39,500円（申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合は24,000円）、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは54,700円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは56,700円、500平方メートルを超えるときは</p>

現行			改正案		
	50,000円とする。			62,100円とする。	
建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請	<u>120,000円</u>	1申請又は1通知につき1件とする。	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請	<u>123,900円</u>	1申請又は1通知につき1件とする。
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請	<u>27,000円</u>	1申請につき1件とする。	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請	<u>28,400円</u>	1申請につき1件とする。
建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	<u>120,000円</u>	1申請につき1件とする。	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	<u>123,900円</u>	1申請につき1件とする。
建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定の申請	建築物の数が2である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。	1申請につき1件とする。	建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定の申請	建築物の数が2である場合にあつては <u>80,200円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>80,200円</u> に2を超える建築物の数に <u>29,500円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。	1申請につき1件とする。
建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000</u>	1申請につき1件とする。	建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合にあつては <u>80,200円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>80,200</u>	1申請につき1件とする。

現行			改正案		
	円に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。			円に1を超える建築物の数に <u>29,500円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。	
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。	1申請につき1件とする。	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が1である場合にあつては <u>80,200円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>80,200円</u> に1を超える建築物の数に <u>29,500円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。	1申請につき1件とする。
建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請	<u>6,400円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,000円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。	1申請につき1件とする。	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請	<u>6,700円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,500円</u> を乗じて得た額を加えた額とする。	1申請につき1件とする。
建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	<u>27,000円</u>	1申請につき1件とする。	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	<u>28,400円</u>	1申請につき1件とする。

現行					改正案				
建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請					27,000円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請					27,000円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請					27,000円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請					27,000円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請					120,000円	1申請につき1件とする。			
長期優	住宅を	一戸建ての住	住宅性能評価書（住宅	の品質確保	15,000円	1申請につき1件とする。なお、長期優良住宅の普及			
建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請					28,400円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請					28,400円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請					28,400円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請					28,400円	1申請につき1件とする。			
建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請					123,900円	1申請につき1件とする。			
長期優	住宅を	一戸建ての住	住宅性能評価書（住宅	の品質確保	16,100円	1申請につき1件とする。なお、長期優良住宅の普及			

現行					改正案						
良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1	新築する場合	宅（人の居住の用途に供する部分にないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）	の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を添付する場合		の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。	良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1	新築する場合	宅（人の居住の用途に供する部分にないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）	の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を添付する場合		の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	51,000円	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合				53,100円		
		一戸	住宅性能評	一棟当たりの申請	一戸	住宅性能評	一棟当たりの申請				

現行					改正案				
項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等に係る認	建ての住宅以外の住宅	価書又は確認書を添付する場合	に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの	<u>15,000円</u>	建ての住宅以外の住宅	価書又は確認書を添付する場合	に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの	<u>16,100円</u>	
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>26,000円</u>			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>27,500円</u>	
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	<u>41,000円</u>			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	<u>43,000円</u>	
		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	<u>51,000円</u>		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	<u>53,100円</u>	
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>115,000円</u>			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>119,200円</u>	
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	<u>183,000円</u>			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	<u>189,400円</u>	
		住宅を新築す	一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合		<u>22,000円</u>	住宅を新築す	一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合
	住宅性能評価書又は確認			<u>75,000円</u>	住宅性能評価書又は確認	<u>77,800円</u>			

現行					改正案										
定の申請	る場合以外の場合	一戸建ての住宅以外の住宅	認書を添付しない場合		1申請につき1件とする。	定の申請	る場合以外の場合	一戸建ての住宅以外の住宅	認書を添付しない場合						
			住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの					<u>22,000円</u>	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	<u>23,200円</u>			
				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの					<u>37,000円</u>		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>38,900円</u>			
				一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの					<u>60,000円</u>		一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	<u>62,200円</u>			
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの					<u>75,000円</u>	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	<u>77,800円</u>			
				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの					<u>172,000円</u>		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>177,600円</u>			
		一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの		<u>273,000円</u>				一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	<u>282,600円</u>						
		長期優良住宅の	住宅を新築する	一戸建ての住宅				住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	<u>12,000円</u>	1申請につき1件とする。	長期優良住宅の	住宅を新築する	一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	<u>12,800円</u>
								住宅性能評価書又は確認書を添付	<u>30,000円</u>					住宅性能評価書又は確認書を添付	<u>31,000円</u>

現行				改正案						
普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計	場合	しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	12,000円	場合	しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	12,800円		
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	20,000円			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	21,200円		
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	33,000円			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	34,900円		
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの			30,000円	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	31,000円
				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの			65,000円		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	67,400円
				一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの			104,000円		一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	107,300円
	住宅を新築する場合	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	17,000円	住宅を新築する場合	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	17,800円		
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	44,000円			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	46,000円		

現行					改正案								
画等変更に係る認定の申請	合以外の場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの		画等変更に係る認定の申請	合以外の場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの			
				17,000円						一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	17,800円		
				29,000円						一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	30,400円		
					住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの					住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	
						44,000円						一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	46,000円
						97,000円						一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	49,600円
				155,000円						160,600円			
都市の低炭素化の促進	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に	5,000円	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物	都市の低炭素化の促進	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に	5,500円	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物				

現行				改正案					
進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 24 年 法 律 第 84 号 ） 第 53 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く	る。以下この部から次の次の部までにおいて同じ。）		掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。	進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 24 年 法 律 第 84 号 ） 第 53 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く	る。以下この部から次の次の部までにおいて同じ。）		掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。
	一	住戸部分（人の居住の	適合証明を添付する場合			都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部から次の次の部までにおいて単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては <u>18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円</u>	一	住戸部分（人の居住の	

現行					改正案				
低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請	住宅以外の住宅	用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市が共用部分と認めるもの（以下この部から次の次部までにおいて「共用部分」という		の <u>5,000円</u>				の <u>5,500円</u>	
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>10,000円</u>				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>10,700円</u>	
				申請戸数が6戸以上のもの <u>17,000円</u>				申請戸数が6戸以上のもの <u>18,100円</u>	
			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>18,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>37,000円</u>			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>19,200円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>38,800円</u>	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>35,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>75,000円</u>					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>37,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>78,000円</u>	
			申請戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>51,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては					申請戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>53,200円</u> 、その他の基準による審査にあつては	

現行				改正案					
		<p>。)を除く。) をいう。以下この部から次の次の部までにおいて同じ。)</p>	106,000円				110,200円		
			共用部分 適合証明を添付する場合				10,000円	共用部分 適合証明を添付する場合	10,700円
			適合証明を添付しない場合				118,000円	適合証明を添付しない場合	122,400円
			住戸部分及び共用部分以外部分 適合証明を添付する場合				10,000円	住戸部分及び共用部分以外部分 適合証明を添付する場合	10,700円
		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>94,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>97,600円</u> 、その他の基準による審査にあつては		

現行					改正案				
			<u>246,000円</u>				<u>254,400円</u>		
	その他の建築物	適合証明を添付する場合	<u>10,000円</u>		その他の建築物	適合証明を添付する場合	<u>10,700円</u>		
		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>94,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>246,000円</u>			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>97,600円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>254,400円</u>		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	<u>3,000円</u>	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	<u>3,300円</u>	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。
		適合証明を	市長が定める基準			適合証明を	市長が定める基準		

現行				改正案					
項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	添付しない場合	による審査にあつては <u>9,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては19,000円</u>	住戸部分	添付しない場合	による審査にあつては <u>10,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては20,200円</u>		
			適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの		<u>3,000円</u>	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの	<u>3,300円</u>
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの		<u>6,000円</u>		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>6,600円</u>
		申請戸数が6戸以上のもの		<u>10,000円</u>	申請戸数が6戸以上のもの	<u>10,600円</u>			
		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては <u>9,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては19,000円</u>	適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては <u>10,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては20,200円</u>		
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては <u>18,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては38,000円</u>		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては <u>19,400円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては39,900円</u>		
申請戸数が6戸以上			申請戸数が6戸以上						

現行					改正案				
			上のもの 市長が定める基準 による審査にあつ ては <u>27,000円</u> 、そ の他の基準による 審査にあつては <u>55,000円</u>				上のもの 市長が定める基準 による審査にあつ ては <u>28,700円</u> 、そ の他の基準による 審査にあつては <u>57,600円</u>		
	共用 部分	適合証明を 添付する場合	<u>6,000円</u>		共用 部分	適合証明を 添付する場合	<u>6,600円</u>		
		適合証明を 添付しない 場合	<u>60,000円</u>			適合証明を 添付しない 場合	<u>62,500円</u>		
	住戸 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分	適合証明を 添付する場合	<u>6,000円</u>		住戸 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分	適合証明を 添付する場合	<u>6,600円</u>		
		適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあつ ては <u>48,000円</u> 、そ の他の基準による 審査にあつては <u>124,000円</u>			適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあつ ては <u>50,300円</u> 、そ の他の基準による 審査にあつては <u>128,700円</u>		
	その他の 建築物	適合証明を 添付する場合	<u>6,000円</u>		その他の 建築物	適合証明を 添付する場合	<u>6,600円</u>		
		適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあつ ては <u>48,000円</u> 、そ の他の基準による 審査にあつては <u>124,000円</u>			適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあつ ては <u>50,300円</u> 、そ の他の基準による 審査にあつては <u>128,700円</u>		

現行					改正案						
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令	一戸建ての住宅		適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	<u>1,000円</u>	1申請につき1件とする。	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令	一戸建ての住宅		適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	<u>1,500円</u>	1申請につき1件とする。
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>4,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては9,000円</u>					適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>5,100円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては10,000円</u>	
	一戸建	住戸部分	適合証明を添付する場合	証明に係る戸数（以下この部において「証明戸数」			一戸建		住戸部分	適合証明を添付する場合	

現行					改正案					
第86号) 第46条の2の規定に基づく軽微な変更 <sub>に該当していることを</sub>	ての住宅以外の住宅			という。)が1戸のもの <u>1,000円</u>		第86号) 第46条の2の規定に基づく軽微な変更 <sub>に該当していることを</sub>	ての住宅以外の住宅			という。)が1戸のもの <u>1,500円</u>
				証明戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>3,000円</u>						証明戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>3,100円</u>
				証明戸数が6戸以上のもの <u>5,000円</u>						証明戸数が6戸以上のもの <u>5,300円</u>
				適合証明を添付しない場合 証明戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>4,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては9,000円</u>						適合証明を添付しない場合 証明戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>5,100円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては10,000円</u>
				証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>9,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては19,000円</u>					証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>9,600円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては19,700円</u>	
				証明戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>13,000円</u> 、 <u>その他の基準による</u>					証明戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>14,200円</u> 、 <u>その他の基準による</u>	

現行					改正案						
証 す る 書 面 の 交 付		共用 部分	適合証明を 添付する場 合	審査にあっては <u>27,000円</u>			共用 部分	適合証明を 添付する場 合	審査にあっては <u>28,400円</u>		
			適合証明を 添付しない 場合	<u>3,000円</u>				適合証明を 添付しない 場合	<u>3,100円</u>		
		住戸 部分 及 び 共 用 部 分 以 外 の 部 分	適合証明を 添付する場 合	<u>30,000円</u>			適合証明を 添付する場 合	<u>31,200円</u>			
			適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,000円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては <u>62,000円</u>			適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,800円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては <u>64,000円</u>			
	その他の 建築物	適合証明を 添付する場 合	<u>3,000円</u>	適合証明を 添付する場 合		<u>3,100円</u>					
		適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,000円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては <u>62,000円</u>	適合証明を 添付しない 場合		市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,800円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては <u>64,000円</u>					
	建 築 物 の エ	一戸建て の住宅 (人の居 住の用 以外の用途	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他	<u>5,000円</u>		1申請又は1通知 につき1件とす る。	建 築 物 の エ	一戸建て の住宅 (人の居 住の用 以外の用途	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他	<u>5,500円</u>	1申請又は1通知 につき1件とす る。

現行				改正案			
エネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく	に供する部分を有しないものに限る。以下この部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の部までにおいて同じ。)	の建築物の場合 その他の場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち、市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の部において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあっては18,000円、その	エネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく	に供する部分を有しないものに限る。以下この部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の部までにおいて同じ。)	の建築物の場合 その他の場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち、市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の部において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあっては19,200円、その

現行				改正案			
建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は同法第12条第2項に	一戸建ての住宅以外の住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	他の基準による判定にあっては <u>37,000円</u>	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	一戸建ての住宅以外の住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	他の基準による判定にあっては <u>38,800円</u>
			判定に係る戸数（以下この部及び次の部において「判定戸数」という。）が1戸のもの <u>5,000円</u>				判定に係る戸数（以下この部及び次の部において「判定戸数」という。）が1戸のもの <u>5,500円</u>
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>10,000円</u>				判定戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>10,700円</u>
		判定戸数が6戸以上のもの <u>17,000円</u>	判定戸数が6戸以上のもの <u>18,100円</u>				
		その他の場合	判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準による判定にあっては <u>18,000円</u> 、その他の基準による判定にあっては <u>37,000円</u>	その他の場合		判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準による判定にあっては <u>19,200円</u> 、その他の基準による判定にあっては <u>38,800円</u>	
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあっては <u>35,000円</u> 、その他の基準による判定にあっては			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあっては <u>37,000円</u> 、その他の基準による判定にあっては	

現行				改正案			
基 づ く 適 合 性 判 定 の 通 知	エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 行 規 則 第 28 条 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 関 係 す る 規 定 に 基 づ き 微 な 更 改 し		<u>75,000円</u>				<u>78,000円</u>
			判定戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による判定にあつては <u>51,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>106,000円</u>				判定戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による判定にあつては <u>53,200円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>110,200円</u>

現行				改正案			
	いと証する面交の付部において「共用部分」という。)を除く。)をいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性の				いと証する面交の付部において「共用部分」という。)を除く。)をいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性の		

現行				改正案			
	向上に 等関す する法 律施行 規則第 28条の 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画に係 る規定 に基づ く軽微 な変更 に該当 している ことを 証する 書面				向上に 等関す する法 律施行 規則第 28条の 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画に係 る規定 に基づ く軽微 な変更 に該当 している ことを 証する 書面		

現行				改正案			
	の交付の部 ま で お い て 同 じ。)				の交付の部 ま で お い て 同 じ。)		
	共用部分 (建築物 エネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令(以下 この部 から建 築物の エネル ギー消 費性能 の	認定建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 に記載さ れた他の 建築物又 は基準省 令第4条 第3項第 2号若し しくは第 13条第3 項第2号 の規定を 適用する 建築物 であって 、判定に 係る部分 が共用部 分のみの もの場合	<u>10,000円</u>		共用部分 (建築物 エネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令(以下 この部 から建 築物の エネル ギー消 費性能 の	認定建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 に記載さ れた他の 建築物又 は基準省 令第4条 第3項第 2号若し しくは第 13条第3 項第2号 の規定を 適用する 建築物 であって 、判定に 係る部分 が共用部 分のみの もの場合	<u>10,700円</u>
	エネルギー 消費性能 の	その他の場 合(基準省 令第4条 第3項第 1号又は 第13条	<u>118,000円</u>		エネルギー 消費性能 の	その他の場 合(基準省 令第4条 第3項第 1号又は 第13条	<u>122,400円</u>

現行				改正案			
	向上に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性向上計画に係る規定に基づく軽な更改しいことを証する面	第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)				向上に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性向上計画に係る規定に基づく軽な更改しいことを証する面	第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)

現行					改正案				
	<p>交付のまに 部におい て「基省 令」とい う。)</p> <p>第4条第 3項第1 号若しは 第13条 第3項第 1号の規 定を用 す。建 築物又 は基省 令第</p>					<p>交付のまに 部におい て「基省 令」とい う。)</p> <p>第4条第 3項第1 号若しは 第13条 第3項第 1号の規 定を用 す。建 築物又 は基省 令第</p>			

現行					改正案				
		4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を用いる建築物であつて、判に定係部分が共用分のみのものであるものに限					4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を用いる建築物であつて、判に定係部分が共用分のみのものであるものに限		

現行				改正案				
		。)				。)		
		住戸部分及び共用部分以外の部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>10,000円</u>		住戸部分及び共用部分以外の部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>10,300円</u>
		その他の場合	工場等(工場、倉庫その他のエネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行	市長が定める基準による判定にあつては <u>94,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>246,000円</u>		その他の場合	工場等(工場、倉庫その他のエネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行	市長が定める基準による判定にあつては <u>97,200円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>254,700円</u>

現行					改正案				
			規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の部分において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分				規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の部分において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分		
			工場等の用途に供する部分	<u>20,000円</u>			工場等の用途に供する部分	<u>21,100円</u>	

現行				改正案					
	その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>10,000円</u>		その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>10,300円</u>		
		その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分			市長が定める基準による判定にあつては <u>94,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>246,000円</u>	その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては <u>97,200円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>254,700円</u>
		工場等の用途に供する部分	<u>20,000円</u>			工場等の用途に供する部分	<u>21,100円</u>		
建築物のエネルギー消費性能の	一戸建ての住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>3,000円</u>	1申請又は1通知につき1件とする。	一戸建ての住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>3,300円</u>		
		その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては <u>9,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>19,000円</u>			その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては <u>10,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>20,200円</u>		
	一 住戸	認定建築物	判定戸数が1戸の		一 住戸	認定建築物	判定戸数が1戸の		

現行					改正案				
向上等に関する法律第11条第2項に基づく計画変更に関わる建築物工	戸建ての住宅以外の住宅	部分	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	もの	3,000円	部分	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	もの	3,300円
				判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
				判定戸数が6戸以上のもの	10,000円			判定戸数が6戸以上のもの	10,600円
		その他の場合	判定戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあつては <u>9,000円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては19,000円</u>	その他の場合	判定戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあつては <u>10,000円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては20,200円</u>		
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては <u>18,000円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては38,000円</u>		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては <u>19,400円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては39,900円</u>		
			判定戸数が6戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあつては <u>27,000円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては</u>		判定戸数が6戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあつては <u>28,700円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては</u>		

現行				改正案					
ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の 申 請 又 は 第 12 条 第 3 項 に 基 づ く 計 画 変	共 用 部 分 （ 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 1 号 若 し は 第 13 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 又 は 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 2 号 若 し	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物又 は基準省令 第4条第3 項第2号若 しくは第13 条第3項第 2号の規定 を適用する 建築物であ って、判定 に係る部分 のみなもの の場合	55,000円 <u>6,000円</u>		ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の 申 請 又 は 第 12 条 第 3 項 に 基 づ く 計 画 変	共 用 部 分 （ 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 1 号 若 し は 第 13 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 又 は 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 2 号 若 し	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物又 は基準省令 第4条第3 項第2号若 しくは第13 条第3項第 2号の規定 を適用する 建築物であ って、判定 に係る部分 のみなもの の場合	57,600円 <u>6,600円</u>	
		その他の場 合（基準省 令第4条第 3項第1号 又は第13 条第3項第 1号の規定 を適用する 建築物の場 合に限る。）	<u>60,000円</u>		その他の場 合（基準省 令第4条第 3項第1号 又は第13 条第3項第 1号の規定 を適用する 建築物の場 合に限る。）	<u>62,500円</u>			

現行					改正案				
更 に 関 わ る 適 合 性 判 定 の 通 知		は第13条第3項第2号の規定を用いる建築物であつて、判に			更 に 関 わ る 適 合 性 判 定 の 通 知		は第13条第3項第2号の規定を用いる建築物であつて、判に		
		係部分共用部分のみのものであるものに限る。) 住戸部分及び共用部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他	6,000円			係部分共用部分のみのものであるものに限る。) 住戸部分及び共用部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他	6,300円

現行					改正案								
建築	以外 の部 分	の建築物の 場合		市長が定める基準 による判定にあっ ては <u>48,000円</u> 、そ の他の基準による 判定にあつては <u>124,000円</u>	1申請につき1件 とする。ただし、	以外 の部 分	の建築物の 場合		市長が定める基準 による判定にあっ ては <u>49,900円</u> 、そ の他の基準による 判定にあつては <u>128,300円</u>				
		そ の 他 の 場 合	工場等 の用途 に供す る部分 を除い た部分				<u>11,000円</u>	そ の 他 の 場 合		工場等 の用途 に供す る部分	<u>11,400円</u>		
		工場等 の用途 に供す る部分		<u>11,000円</u>			認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物の 場合		<u>6,000円</u>	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物の 場合		<u>6,300円</u>	
	その他の 建築物	そ の 他 の 場 合	工場等 の用途 に供す る部分 を除い た部分	市長が定める基準 による判定にあっ ては <u>48,000円</u> 、そ の他の基準による 判定にあつては <u>124,000円</u>		1申請につき1件 とする。ただし、	その他の 建築物	そ の 他 の 場 合	工場等 の用途 に供す る部分 を除い た部分	市長が定める基準 による判定にあっ ては <u>49,900円</u> 、そ の他の基準による 判定にあつては <u>128,300円</u>			
		工場等 の用途 に供す る部分		<u>11,000円</u>				認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物の 場合		<u>6,300円</u>	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物の 場合		<u>6,300円</u>
		工場等 の用途 に供す る部分		<u>11,000円</u>				認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物の 場合		<u>6,300円</u>	認定建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に記 載された他 の建築物の 場合		<u>6,300円</u>
建築	一戸建て の住宅	適合証明 (市長が定	<u>5,000円</u>	1申請につき1件 とする。ただし、	建築	一戸建て の住宅	適合証明 (市長が定	<u>5,500円</u>	1申請につき1件 とする。ただし、				

現行				改正案			
物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に	める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合		次に該当するものは、当該規定により手数料を納付するものとする。 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、納付するものとする。 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における	物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に	める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合		次に該当するものは、当該規定により手数料を納付するものとする。 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、納付するものとする。 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における
	適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び次の次の部において単に「市長が定める基準」という。）による審査			適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び次の次の部において単に「市長が定める基準」という。）による審査	

現行				改正案					
基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分 適合証明を添付する場合	にあつては <u>18,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>37,000円</u>	手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した金額とし、納付するものとする。	基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分 適合証明を添付する場合	にあつては <u>19,200円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>38,800円</u>	手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した金額とし、納付するものとする。
			申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの <u>5,000円</u>					申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの <u>5,500円</u>	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>10,000円</u>					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>10,700円</u>	
		申請戸数が6戸以上のもの <u>17,000円</u>	申請戸数が6戸以上のもの <u>18,100円</u>						
		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>18,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>37,000円</u>			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>19,200円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>38,800円</u>		
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>35,000円</u> 、その他の基準による				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>37,000円</u> 、その他の基準による		

現行				改正案			
			審査にあつては <u>75,000円</u> 申請戸数が6戸以上のも 市長が定める基準による審査にあつては <u>51,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>106,000円</u>				審査にあつては <u>78,000円</u> 申請戸数が6戸以上のも 市長が定める基準による審査にあつては <u>53,200円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>110,200円</u>
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を用する建築物係	適合証明を添付する場合	<u>10,000円</u>		共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を用する建築物係	適合証明を添付する場合	<u>10,700円</u>
		適合証明を添付しない場合	<u>118,000円</u>			適合証明を添付しない場合	<u>122,400円</u>

現行					改正案					
		るものに限る。)					るものに限る。)			
		住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証明を添付する場合	10,000円			住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証明を添付する場合	10,700円	
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>94,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>246,000円</u>				適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>97,600円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>254,400円</u>	
		その他の建築物	適合証明を添付する場合	10,000円			その他の建築物	適合証明を添付する場合	10,700円	
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>94,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>246,000円</u>				適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>97,600円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>254,400円</u>	
建築物のエネルギー	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条		3,000円	1 申請につき1件とする。ただし、次に該当するものは、当該規定により手数料を納付するものとする。 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物のエネルギー	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条	3,300円	1 申請につき1件とする。ただし、次に該当するものは、当該規定により手数料を納付するものとする。 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

現行				改正案							
消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エ	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	る法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数を左欄の金額に加算し、納付するものとする。 2 変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「計画」という。）に係る建築物に関し	消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エ	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	る法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数を左欄の金額に加算し、納付するものとする。 2 変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「計画」という。）に係る建築物に関し		
			適合証明を添付しない場合					市長が定める基準による審査にあつては <u>9,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>19,000円</u>		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>10,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>20,200円</u>
			適合証明を添付する場合					申請戸数が1戸のもの <u>3,000円</u> 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>6,000円</u> 申請戸数が6戸以上のもの <u>10,000円</u>		適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの <u>3,300円</u> 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>6,600円</u> 申請戸数が6戸以上のもの <u>10,600円</u>
			適合証明を添付しない場合					申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準

現行				改正案				
エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請			による審査にあつては <u>9,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては19,000円</u>	同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とし、納付するものとする。 3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前の部の規定を適用して算定する。			による審査にあつては <u>10,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては20,200円</u>	同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とし、納付するものとする。 3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前の部の規定を適用して算定する。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>18,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>38,000円</u>				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>19,400円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>39,900円</u>	
			申請戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>27,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>55,000円</u>				申請戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては <u>28,700円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>57,600円</u>	
	共用部分(基準省令第4条第3項第1号又は	適合証明を添付する場合	<u>6,000円</u>			共用部分(基準省令第4条第3項第1号又は	適合証明を添付する場合	
	適合証明を添付しない場合	<u>60,000円</u>			適合証明を添付しない場合	<u>62,500円</u>		

現行					改正案				
	第13条第3項第1号の規定を用する建築物に係るものに限る。)				第13条第3項第1号の規定を用する建築物に係るものに限る。)				
		住戸部分及び共用部分以外部分	適合証明を添付する場合	<u>6,000円</u>		住戸部分及び共用部分以外部分	適合証明を添付する場合	<u>6,600円</u>	
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>48,000円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>124,000円</u>			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>50,300円</u> 、その他の基準による審査にあつては <u>128,700円</u>	
	その他の建築物		適合証明を添付する場合	<u>6,000円</u>	その他の建築物		適合証明を添付する場合	<u>6,600円</u>	
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>48,000円</u> 、その他の基準による			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>50,300円</u> 、その他の基準による	

現行					改正案				
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13	一戸建ての住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	審査にあつては <u>124,000円</u>	1申請につき1件とする。	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13	一戸建ての住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	審査にあつては <u>128,700円</u>	1申請につき1件とする。
		その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては <u>4,000円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては9,000円</u>				その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては <u>5,100円</u> 、 <u>その他の基準による判定にあつては10,000円</u>	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	判定に係る戸数（以下この部において「判定戸数」という。）が1戸のもの <u>1,000円</u>	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	住戸部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	判定に係る戸数（以下この部において「判定戸数」という。）が1戸のもの <u>1,500円</u>	
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>3,000円</u>	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>3,100円</u>					
判定戸数が6戸以上のもの <u>5,000円</u>			判定戸数が6戸以上のもの <u>5,300円</u>						
		その他の場合	判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準による判定にあつ			その他の場合	判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準による判定にあつ		

現行					改正案				
条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変			ては <u>4,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>9,000円</u>		条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変			ては <u>5,100円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>10,000円</u>	
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあつては <u>9,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>19,000円</u>					判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあつては <u>9,600円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>19,700円</u>	
			判定戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による判定にあつては <u>13,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>27,000円</u>					判定戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による判定にあつては <u>14,200円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>28,400円</u>	
共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第	<u>3,000円</u>		共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第	<u>3,100円</u>			

現行					改正案				
更に該当していることを証する書面の交付	第13条第3項第1号の規定を用する建築物又は同令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を用する建築物であって	2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみの場合			更に該当していることを証する書面の交付	第13条第3項第1号の規定を用する建築物又は同令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を用する建築物であって	2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみの場合		
		その他の場合（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）	30,000円				その他の場合（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）	31,200円	

現行					改正案				
		、判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。)				、判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。)			
			住戸部分及び共用部分以外の部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>3,000円</u>		住戸部分及び共用部分以外の部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	<u>3,100円</u>
			その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては <u>24,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>62,000円</u>		その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては <u>24,800円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>64,000円</u>
				工場等の用途に供する部分	<u>5,000円</u>			工場等の用途に供する部分	<u>5,700円</u>

現行					改正案				
	その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	3,000円			その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	3,100円	
		その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては <u>24,000円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>62,000円</u>			その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては <u>24,800円</u> 、その他の基準による判定にあつては <u>64,000円</u>		
		工場等の用途に供する部分	5,000円			工場等の用途に供する部分	5,700円		
建築物のエネルギー消費性能の	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合	1,000円	1申請につき1件とする。	建築物のエネルギー消費性能の	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合	1,500円	1申請につき1件とする。

現行					改正案					
向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上			を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合					を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合		
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>4,000円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては9,000円</u>				適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては <u>5,100円</u> 、 <u>その他の基準による審査にあつては10,000円</u>	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	適合証明を添付する場合	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの <u>1,000円</u>	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの <u>1,500円</u>	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの <u>1,500円</u>	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの <u>1,500円</u>	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの <u>1,500円</u>	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの <u>1,500円</u>	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの <u>1,500円</u>
				証明戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>3,000円</u>						
証明戸数が6戸以上のもの <u>5,000円</u>				証明戸数が6戸以上のもの <u>5,300円</u>						
			適合証明を添付しない場合	証明戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつ				適合証明を添付しない場合	証明戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつ	

現行				改正案			
計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面			ては <u>4,000円</u> 、その他の基準による審査にあっては <u>9,000円</u>				ては <u>5,100円</u> 、その他の基準による審査にあっては <u>10,000円</u>
			証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては <u>9,000円</u> 、その他の基準による審査にあっては <u>19,000円</u>				証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては <u>9,600円</u> 、その他の基準による審査にあっては <u>19,700円</u>
			証明戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては <u>13,000円</u> 、その他の基準による審査にあっては <u>27,000円</u>				証明戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては <u>14,200円</u> 、その他の基準による審査にあっては <u>28,400円</u>
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13	適合証明を添付する場合	<u>3,000円</u>		共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13	適合証明を添付する場合	<u>3,100円</u>
		適合証明を添付しない場合	<u>30,000円</u>			適合証明を添付しない場合	<u>31,200円</u>

現行					改正案				
の 交 付	条第3項 第1号の 規定を適 用する建 築に係る ものに限 る。)				条第3項 第1号の 規定を適 用する建 築に係る ものに限 る。)				
		住戸部分 及び 共用部分 以外の部 分	適合証明を 添付する場 合	3,000円		住戸部分 及び 共用部分 以外の部 分	適合証明を 添付する場 合	3,100円	
			適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,000円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては <u>62,000円</u>			適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,800円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては <u>64,000円</u>	
		その他の 建築物	適合証明を 添付する場 合	3,000円		その他の 建築物	適合証明を 添付する場 合	3,100円	
		適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,000円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては		適合証明を 添付しない 場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては <u>24,800円</u> 、そ の他の基準による 審査にあっては			

現行				改正案			
			62,000円				64,000円
略				略			

# 磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 屋外広告物許可申請手数料の一部改正について【都市計画課】

### 1 概要

本市は、平成16年度に静岡県から権限移譲を受け、静岡県屋外広告物条例に基づき許可事務を行っている。許可に係る手数料は、静岡県手数料徴収条例に規定された金額と同額を、磐田市手数料条例で定め徴収している。

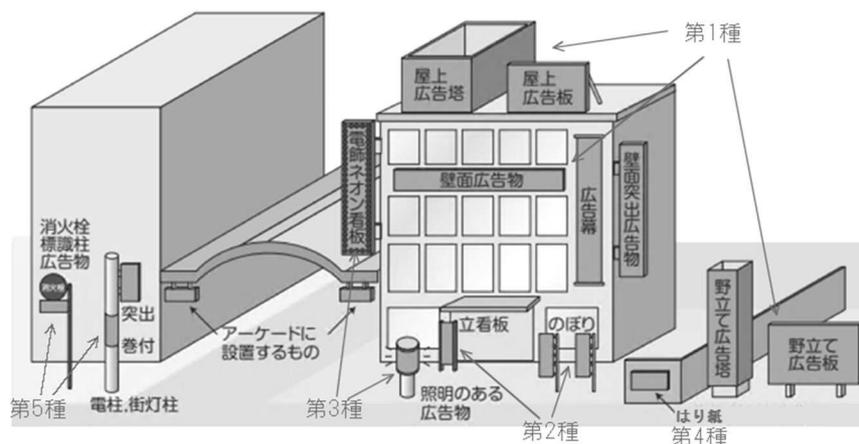
昨年の静岡県議会12月定例会において、静岡県手数料徴収条例が改正されたため、同様に磐田市手数料条例を改正する。施行は令和8年4月1日を予定している。

なお、県条例に基づき事務を行っている県内各市は、同様の改正を行う予定である。

### 2 改正内容

屋外広告物の種類（区分）ごとに、下記表のとおり単価を改める。

手数料の名称	区 分		単 位	改定前の金額	改定後の金額
屋外広告物許可申請手数料	第1種	屋上広告、壁面広告、野立て広告、広告幕等	表示面積5㎡までごとに	1,330円	改定なし
	第2種	はり札、のぼり、立看板	1枚、1本又は1個につき	130円	120円
	第3種	第1種のうち、照明装置のあるもの	表示面積5㎡までごとに	1,590円	1,600円
	第4種	はり紙	100枚までごとに	390円	430円
	第5種	電柱等巻付広告	1組につき	260円	240円
その他のもの(電柱突出広告等)		1個につき	260円	240円	



### 3 影響等

- ・ 県が静岡県屋外広告協会に周知し、市はホームページの掲載、看板業者等へ事前通知を行うとともに、個人事業主は更新時に案内を行う。
- ・ 申請は看板業者や個人事業主等が主であり、市民に影響はない。

# 建築基準法等の法令に基づく申請手数料の改正について【建築住宅課】

## 1 概要

- ① 本市の建築基準法等の法令に基づく申請手数料は、従前から小規模な建築物以外の審査権限を有する県\*と同様に、手数料を改正している。  
 ※県は 12 月議会で改正。約 3 か月の周知期間を経て、令和 8 年 4 月 1 日施行を予定。
- ② 今回は、主に改正建築基準法（令和 7 年 4 月 1 日施行）による木造建築物の確認申請等の審査内容に合わせた手数料区分の追加や、建築基準法等の法令に基づく各種申請手数料額の改正を行う。（【別表 1】参照）
- ③ 改正後手数料は、県と同様に令和 8 年 4 月 1 日施行を予定。

## 2 改正内容

- ① （建築基準法に基づく）建築物の確認申請、中間検査申請、完了検査申請手数料

【改正内容】 ① 審査・検査特例\*を受ける場合の手数を追加

② 構造計算が必要な木造建築物の規模引き下げ

（延べ面積 500 ㎡超⇒300 ㎡超）に伴い、面積区分を追加

※ 平屋建てかつ延べ面積 200 ㎡以下の建築物で、建築士の設計・工事監理による場合、審査・検査規定の一部を省略

【参考】 建築物の確認申請手数料の比較  
 《 1 申請につき 1 件 : 延べ面積による区分 ※ ( ) は手数料増減比 》

500㎡超 68,000円	➔	500㎡超 134,200円 +66,200円 (1.97)	
500㎡以下 38,000円		500㎡以下 76,300円 +38,300円 (2.00)	
200㎡以下 27,000円		300㎡以下 53,200円 +15,200円 (1.40)	← ② 区分追加
100㎡以下 18,000円		200㎡以下 40,200円 +13,200円 (1.49)	200㎡以下 25,300円 ▲1,700円 (0.93)
30㎡以下 11,000円		100㎡以下 29,200円 +11,200円 (1.62)	100㎡以下 19,100円 +1,100円 (1.06)
		30㎡以下 14,900円 +3,900円 (1.35)	30㎡以下 11,100円 +100円 (1.01)
			👉 ① 審査特例有

- ② 建築基準法等の法令に基づく各種申請手数料（【別表 1】参照）

【改正内容】 県の改正後手数料と同額で設定

### 3 影響等

- ① 建築確認申請等は約4割増額となるが、殆どが民間審査機関への申請（手数料は各審査機関毎に設定）であり、影響はなし。
- ② 長期優良住宅認定申請等は約1割増額となり、申請先は所管行政庁（県、市）のみのため、県が約3か月の周知期間を確保している。

**【参考】長期優良住宅認定申請（戸建住宅）**

- ・令和6年度 申請実績：（市）新規354件、変更14件
- ・現行手数料：15,000円 ⇒ 16,100円（+1,100円 増減比1.07）

- ③ 令和8年度予算（手数料）は、約1割増額で計上

**【参考】14-2-5 建築確認申請等手数料**

- ・令和7年度5,267千円 ⇒ 5,980千円（+713千円 増減比1.14）

### 4 今後の対応

- ① 令和8年3月 磐田市手数料条例の一部改正の議決（予定）
- ② 令和8年4月1日 改正後の手数料条例施行（予定）

**【別表1】**

手数料の種類	主な改正内容
<b>【建築基準法】</b>	
・建築物の確認申請 ・ 〃 中間検査申請 ・ 〃 完了検査申請	・ 審査・検査特例有の手数料を追加 ・ 300㎡以下の面積区分を追加 ・ 金額の改正
・ 建築設備、工作物の確認申請等 ・ 各種認定、許可申請	・ 金額の改正
<b>【長期優良住宅の普及の促進に関する法律】</b>	
・ 長期優良住宅（変更）認定申請	・ 金額の改正
<b>【都市の低炭素化の促進に関する法律】</b>	
・ 低炭素（変更）認定申請 他	・ 金額の改正
<b>【建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律】</b>	
・ 省エネ性能（変更）適合性判定申請 ・ 性能向上計画（変更）認定申請 他	・ 金額の改正